

平成29年度「みやぎの木づかい運動」実施要領

1 目的

宮城県の森林資源は人工林を中心に充実し、良質な県産木材（以下、「県産材」という。）を安定的に供給できる時期を迎えている。この県産材を利用することによって森林の適正な管理が推進され、ひいては森林が持つ「水源のかん養」や「災害の防止」、「地球温暖化の防止」といった公益的機能の発揮にもつながる。さらには、健康で快適な生活を支える上で欠かせない材料である木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源でもあるため、これら県産材の利用意義について、折に触れ県民への働きかけが重要である。

このため、市町村や関係団体、企業等と広く連携し、森林・林業・木材に関する情報提供やイベント等の開催などにより、県産材の利用促進を図る「みやぎの木づかい運動」を県民運動として展開するもの。

2 実施時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 統一運動名

「みやぎの木づかい運動2017」

4 運動の展開

期間中、県は広報活動や率先活動を行い、関係団体、企業、市町村、NPO等における協力の輪を広げていく。

5 具体的な取組（別紙のとおり）

- (1) 「みやぎ材利用拡大行動計画」に基づく取組
- (2) みやぎ木づかい表彰（県産材利用促進功労者表彰）
- (3) みやぎ児童・生徒「木工工作」コンクール
- (4) みやぎの森林・林業「写真」コンクール

6 その他

県民運動として拡大させるため、特にマスコミ等を積極的に活用し、運動の浸透を図る。